

**今後の計量行政の在り方
一次なる 10 年に向けて－
答申（案）**

平成 28 年○月○日

計量行政審議会

目 次

はじめに.....	1
第 1 章 民間事業者の参入の促進.....	2
I 計量器による適正な計量の実施の確保.....	2
(i) 型式承認制度（試験成績書の受入れ）.....	3
(ii) 検定制度（指定検定機関の指定要件の見直し）.....	5
(iii) 指定製造事業者制度.....	7
II 自主的な計量管理.....	10
(i) 計量士の活用.....	10
(ii) 適正計量管理事業所制度.....	12
III 計量器の精度を確保する基準器検査.....	15
第 2 章 技術革新、社会的環境変化への対応.....	17
I IoT 等の技術革新への対応（特定計量器の構造基準の見直し）.....	17
II 特定計量器への追加.....	19
(i) 自動はかり.....	19
(ii) 水素燃料計量システム（水素ディスペンサー）.....	22
第 3 章 規制範囲・規定事項等の再整理・明確化等.....	24
I 計量証明事業.....	24
II 特定計量器の使用等に関する運用.....	27
III 商品量目制度.....	30
IV 特殊容器制度.....	32
V 計量制度の運用.....	33
計量制度見直しの 21 の論点－各論点の方向性（案）－.....	34
おわりに.....	36
開催実績.....	37
委員名簿.....	38

はじめに―次なる１０年に向けて―

我が国の計量制度は、昭和２６年の計量法制定以降、平成５年の改正計量法の施行を経て、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、今日まで、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全、安心の基盤として機能してきている。

しかしながら、計量法を適切に執行するに当たり、現在の計量行政における実態を踏まえ、計量制度の必要な改善点等を明確にする必要がある。また、技術の進展等、計量行政を取り巻く状況の変化に的確に対応することが求められる。

計量行政審議会では、平成２８年５月１１日に経済産業大臣より今後の計量法の施行の在り方について諮問があったことを受け、以下の三つの視点から、制度全体の現状と今後の展望を見据えつつ、２１の論点について議論を行い、短期（２～３年程度以内）、中長期（５～１０年程度）にわたって取り組むべき方向性を示した。

１．民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを行う。

２．技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度を取り巻く社会的環境変化に対応し、対象特定計量器や技術基準の見直し等を検討する。

３．規制範囲・規定事項の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

第1章 民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを行う。

Ⅰ 計量器による適正な計量の実施の確保

計量器は、様々な経済活動の適正化を図るとともに、人々の健康、安全を確保する等、国民生活の利便と安全の確保を通じ、経済の発展及び文化の向上に寄与する上で極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、取引・証明において、あるいは消費者が、その計量器が正確であることを確認することは事実上困難であるため、計量器の製造、使用等に対して、計量法に基づく、適正な計量の実施の確保を実施してきている。

具体的には、取引・証明又は一般消費者が使用するために適正な計量の実施の確保が必要とされた計量器（特定計量器）については、原則、検定等によりその精度が担保されたものを使用することが義務付けられている。そのため、特定計量器については、検定の実施により、構造及び器差に関する技術上の基準への適合を確認する制度がある。

また、使用状況から器差に変化が生ずるおそれがあると考えられる特定計量器については、必要に応じて、検定の有効期間を設けたり、定期検査及び装置検査によって精度の維持を図る必要がある。

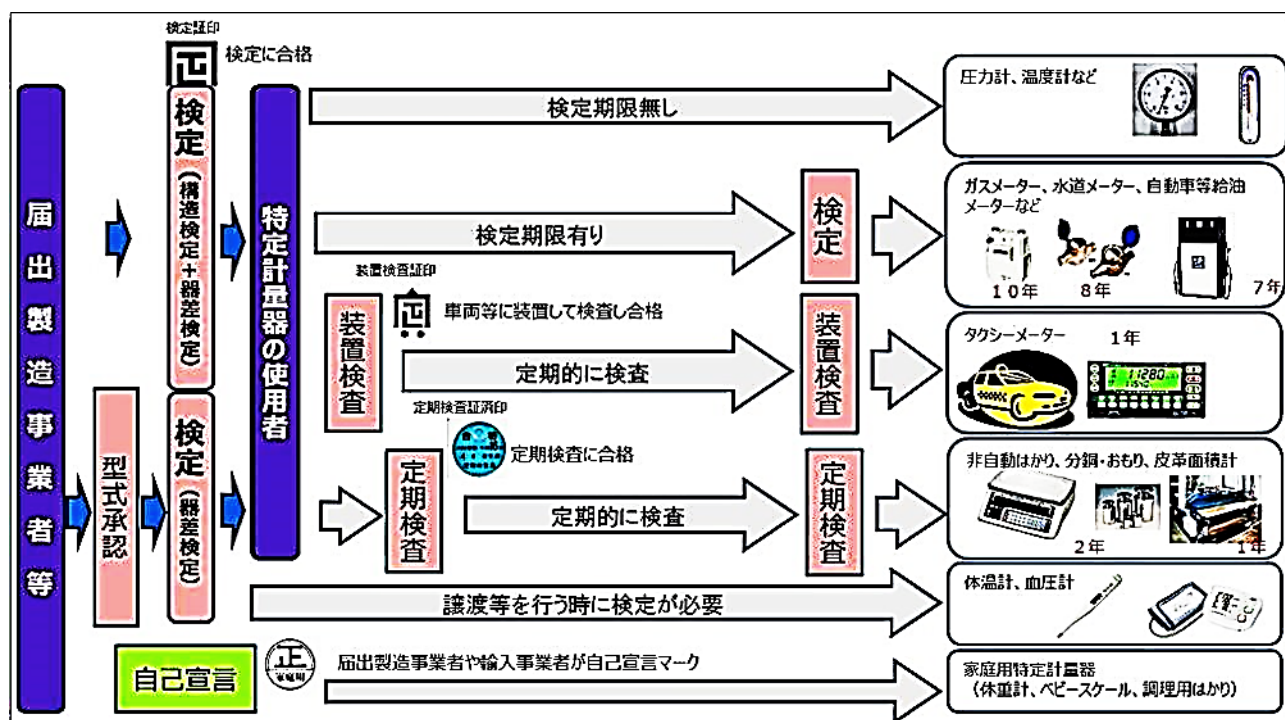


図1 特定計量器の検定・検査義務

(i) 型式承認制度（試験成績書の受入れ）

① 型式承認制度の現状と今後の展望

型式承認制度は、国家計量標準機関である国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。電気計器は日本電気計器検定所（以下「日電検」という。）が実施。）が一元的に実施することによって計量器の信頼性が確保される、計量法の根幹の制度である。すなわち、現在では、型式承認を経た計量器は、大量生産されることが一般的であるため、それらを検定・定期検査により全数検査を行う仕組みによって、市場に流通、使用されている計量器の適正計量が維持されている。また、構造検定を全数行うことなくサンプルで実施しているため、効率的、効果的に新計量器の構造が担保される。

一方、計量器の電子化・情報化等の技術革新、社会的環境の変化に伴い、型式承認の試験項目は増大し、ますます高度化・複雑化するとともに、試験設備の高額化・大型化が進展している。また、使用者ニーズの多様化等に伴い、非自動はかり等においては、新型式の速やかな市場投入が求められているため、開発のスピード化が進展している。こうしたことから、型式承認機関で全ての試験を実施することが非現実的であることは世界的な共通認識となっている。

国際的には、OIML¹において、OIML 証明書制度（OIML 基本証明書制度²、MAA 制度³）が整備され、各国の型式承認において、相互の試験成績書の活用が進展しつつあり、現在、さらなる促進のための議論が活発に行われている。OIML 証明書制度には、欧州だけでなく、他地域の国々、特にアジア各国も参加しており、今後更なる発展を遂げる可能性があるため、将来的には、より多くの特定計量器において、世界のどの国の型式承認を受けることも可能な状況が作られる可能性がある。

さらに、欧州を始めとする型式承認機関においては ISO/IEC 17025⁴の認定試験所（MTL⁵を含む）が実施した試験結果であって、型式承認機関が認める試験成績書の一部又は全部を活用しているのが一般的であり、OIML 証明書制度においても MTL の試験データの活用が認められている。

こうした中、我が国においては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）が中心に実施している ISO/IEC 17025 の試験所認定は、着実に普及してきており、

¹ OIML：国際法定計量機関（International Organization of Legal Metrology）。国際法定計量機関を設立する条約に基づき設立された機関。計量器の使用から生じる技術上及び行政上の諸問題を国際的に解決するための様々な活動を実施。加盟国は 62 か国、準加盟国は 62 か国・地域（平成 28 年 7 月現在）。

² OIML 基本証明書制度：OIML 加盟国の型式承認機関が OIML 勧告文書に基づき発行した型式証明書等を任意で受け入れる制度。計量器を輸出する場合、もし対象国がその証明書を受け入れた場合は型式承認試験の全部又は一部が免除されることがある。

³ MAA 制度：Mutual Acceptance Arrangement。OIML 加盟国の型式承認機関が OIML 勧告文書に基づき発行した型式証明書等を制度の趣旨に賛同する国の中で相互に受け入れる制度。OIML 基本証明書制度と異なり、OIML 加盟国のうち試験能力の審査を受けた型式承認機関のみが証明書を発行するため、発行される型式証明書への信頼性が高い。現在、非自動はかり（R76）、ロードセル（R60）及び水道メーター（R49）で運用されており、日本は非自動はかり及びロードセルに参加。

⁴ ISO/IEC17025：試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項。試験又は校正の実施に当たり、試験所又は校正機関が、適正な品質管理システムの下、技術的に妥当な結果を出す能力があることを実証しようと望む場合に、その試験所又は校正機関が満足しなければならない要求事項を規定した国際規格。国際的に広く認定が進展している。

⁵ MTL：製造事業者内の試験所（Manufacturer's Testing Laboratory）。欧州等の型式承認制度においては、高い品質管理能力と試験過程の中立性を保つ製造事業者について、自らの試験結果を型式評価のためのデータとして使うことが認められているが、この品質管理能力と中立性確保のために ISO/IEC17025 認定試験所であることが求められる。

また、製品開発や試験評価などにおいて高い技術力を有する製造事業者の中には、自社又は第三者において開発段階から十分な試験を実施している企業もある。

このような状況を踏まえ、我が国においても、制度の信頼性は十分確保した上で、国際的な潮流に合わせ、より効率的かつ効果的な型式承認の制度運用を構築することが求められる。

なお、試験成績書の受入れに当たっては、最終的には産総研が合否を判断することとなるため、産総研の役割が今後ますます重要なものとなる。さらに、国内の製造事業者等との更なる技術の情報共有や OIML 証明書制度の進展によって、諸外国の型式承認試験を受けた計量器が我が国で流通することが増加するため、諸外国の型式承認機関等との交流や情報収集が重要となる。

② 具体的な見直しの方向性

（短期的取組）

- 型式承認における試験成績書の受入れを行うべく、所要の見直しを速やかに実施する。
- 特に、OIML に基づき世界的に試験成績書の活用が進展しており、製造事業者のニーズが高い「非自動はかり」の試験成績書の受入れ体制を整備し実効性のあるものとする。

（中長期的取組）

- 他の計量器は、製造事業者側から試験成績書の受入れに関するニーズが高まった際に、受入れ側の体制の状況、非自動はかりでの受入れ実績や国際的動向等を踏まえ、実施を検討する。
- 産総研が中心となり、NITE、計量器メーカー等とも連携し、MAA 制度の推進のため、国内体制の整備、国際提案の取組を積極的に行う。

③ 見直しに当たり整備する要件

（制度の信頼性の確保）

民間事業者による試験成績書の受入れを実施しても、信頼性は確保されるよう所要の整備を行う。具体的には次の措置を講じる。

- 試験成績書を発行する試験所は、ISO/IEC 17025 認定を前提とする。
- 加えて、更なる信頼性を確保するために産総研において、追加の判断基準となるガイドライン等を整備する。（例：ILAC⁶/MRA 署名認定機関により認定された試験所とする、産総研で保有する実績データを参考にする、など）。
- 器差の全数検定及び定期検査等の現行制度を堅持する。

（関係者が実施すべき体制の整備）

- NITE は、ニーズの高い試験に関して技術基準である JIS に対応した、ISO/IEC 17025 認定プログラムの整備を速やかに実施する。

⁶ ILAC：国際試験所認定協力機構（International Laboratory Accreditation Cooperation）。認定試験所及び校正機関の試験・校正結果の国際的な相互受入れを促進することを目的とした、認定機関の国際協力のための会議体。118 の国・地域から 151 の認定機関が参加。うち 90 機関が国際的な相互評価により認定機関同士の MRA（Mutual Recognition Arrangement:相互承認取り決め）に署名している（平成 28 年 5 月時点）。

- 産総研は、ISO/IEC 17025 認定に追加する判断基準となるガイドライン及び試験成績書の受入れ体制の整備を速やかに実施する。

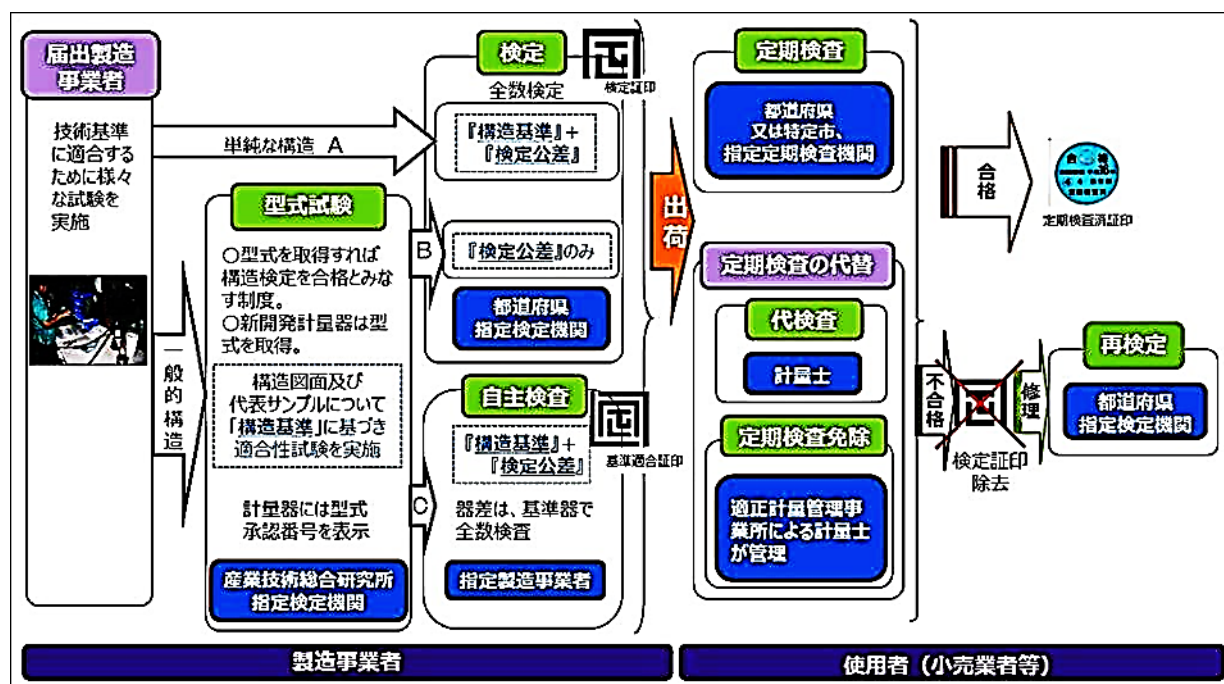


図2 非自動はかりを例とした特定計量器の規制の流れ

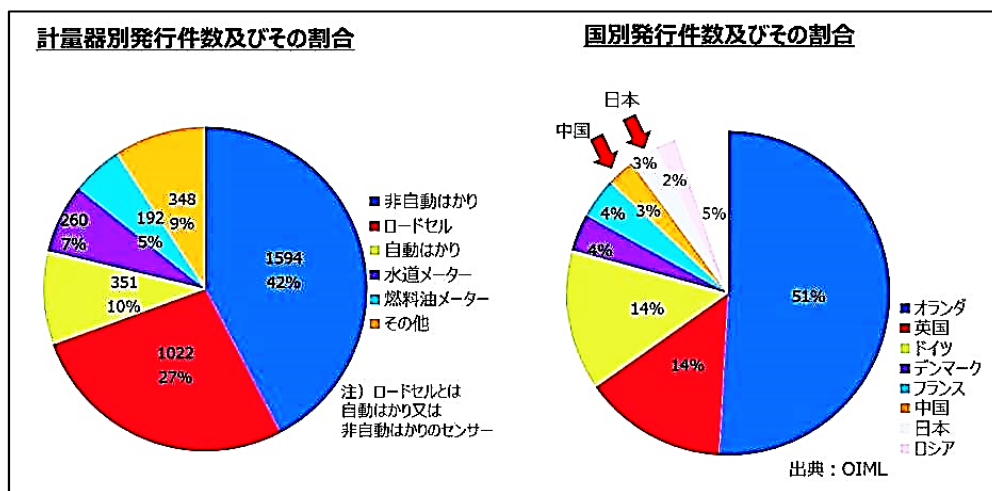


図3 OIML 証明書制度（基本証明書・MAA 証明書）における発行件数及び割合

(ii) 検定制度（指定検定機関の指定要件の見直し）

① 検定制度の現状と今後の展望

特定計量器の全数検定を行うことにより、公正・公平な取引・証明を確保し、安全・安心を確かなものとしている。

現在、検定を行うことができる民間機関である指定検定機関（大臣指定）は、構造検定（型式ごとの確認）及び器差検定（個別の計量器ごとの精度確認）の全ての項目を行うことができる機関であることが規定されている。また、実態的に全国規模で業務が行うことができる機関に限定して指定されている。こうしたこともあり、騒音計、振動レベル計、濃度計等について一般財団法人日本品質保証機構が唯一指定されている。

また、地方分権一括法施行以降の計量行政の体力格差が拡大しており、引き続き円滑な検定・検査体制を維持することが困難となっている地方自治体も少なからず存在するのが実態である。加えて、社会的環境の変化やユーザーニーズの多様化（営業時間外の検定ニーズ、修理検定への対応等）への対応も求められている。

なお、検定・検査は、型式承認や指定製造事業者制度の指定等において組織が技術基準に照らし総合的に判断する業務とは異なり、市場流通後の計量器については営業で使用している最中の計量器の合否をその場で判断しなければならないなど、最新の技術基準や計量器への精通など個人の高い技量が要求される。したがって、地方自治体の検定官は、産総研における5か月の計量教習の受講を修了した一般計量士と同等の資質が求められている⁷。

こうした中、適正な計量の実施を確保するため、検定制度は今後も将来にわたって盤石な制度とすべきであるため、地方自治体の業務を補完することを目的の一つとし、都道府県が検定を実施している特定計量器を主として、制度の信頼性は確保した上で、民間参入を促進し、実施者の拡大を図ることが望ましい。

② 具体的な見直しの方向性

（短期的取組）

- 指定検定機関の指定の要件を緩和し、器差検定のみ⁸を行う指定検定機関（以下「器差のみ指定検定機関」という。）や、全国規模ではなく一部の都道府県での業務を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。
- 指定定期検査機関についても、同様の見直しが必要であるかどうか、速やかに検討を行う。
- 計量器団体、計量士団体は、会員等に対して指定検定機関への参入を促す。また、会員等は体制を整備し、積極的に参入する。

（中長期的取組）

- 国及び地方自治体は、周知活動等を通じて指定検定機関・指定定期検査機関の普及を推進し、信頼性の確保のため、立入検査や試買調査（市場から計量器を無作為に購入し、適合性を確認）の充実を図る。
- 産総研は、計量器団体、計量士団体等とも連携し、指定検定機関・指定定期検査機関向け及び計量士の資格取得後の教習の充実を図り、指定検定機関・指定検査機関の体制強化に資する（後述(II(i))）。

③ 見直しに当たり整備する要件

（制度の信頼性の確保）

指定検定機関の指定の要件緩和により民間参入が促進され実施者が拡大しても、信頼性は確保されるよう所要の整備を行う。具体的には次の措置を講じる。

⁷ 平成12年の地方分権一括法による自治事務化以前は、計量教習の受講が義務付けられていた。

⁸ 便宜上、器差検定のみと記載しているが、現在、都道府県で実施している型式承認表示の一致、表記事項の確認等は実施する。

- 公正性、公平性、独立性を担保するために、検定の直接の利害関係者である計量器の使用者は認められない。また、製造事業者又は修理事業者を認める場合、検定の実施者は、製造部門又は修理部門とは独立した者とする。組織に対して要求される事項としては、現行の指定基準がそのまま認められるか、ISO (ISO/IEC 17025、ISO/IEC 17020 (例として附属書のタイプ A 基準など)) や他法令において民間事業者を検査機関として指定している場合の基準について考慮する。

＜現行の指定基準＞

- ①特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと
- ②検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- ③検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

- 検定・検査の実施者は、公正性、公平性、独立性が確保された計量士とする。加えて、制度の信頼性を確保するため、計量士の登録後の計量教習によって、最新の技術基準や計量器への知見を有した人材を中長期的に育成することが必要である。
- 新規参入が一部の計量器や地域に集中した場合、自治体や現存の指定検定機関にとって、件数が減少するにもかかわらず引き続き設備・人員を要する計量器の検定のみが残り、検定制度の維持が困難になることが予想されるため、国が事前の意向調査を実施する。
- 国及び地方自治体は、立入検査や試買検査の充実を図る。

(器差のみ検定以外の業務)

- 現行の指定検定機関は、型式承認の試験や指定製造事業者の品質管理の調査の業務を行うことができる。しかし、器差のみ検定とこれらの業務は、性質が異なる業務であり、また、相乗効果も認められないため、器差のみ検定業務に特化して見直しを実施する。

(関係者が実施すべき体制の整備)

- 民間事業者（計量士団体を含む）は、指定検定機関・指定定期検査機関に参入すべく体制を整備する。
- 国及び産総研は、計量士の資格取得後の教習の整備を実施する（後述Ⅱ(i)）。

(iii) 指定製造事業者制度

① 指定製造事業者制度の現状と今後の展望

指定製造事業者制度は、優れた品質管理能力を有する国内外製造事業者を指定し、その製造する型式承認済みの特定計量器については検定に代えて自社検査を認める制度であり、民間活力を制度的に活用するものである。

指定製造事業者制度は、平成5年の改正計量法施行時に創設され、その指定基準のうち、品質管理基準は、ISO9000 シリーズである ISO9002 : 1997 を基礎としている。制度創設当時に当該認証を取得している事業者はほとんどいなかったが、現在では約 65% に達して

いる。また、近年の指定製造事業者は、グローバル化の進展に伴い、海外工場の割合が増えており、そのほとんどが ISO9001 を取得している。

したがって、ISO 9001 の認証を取得している事業者にとって、ISO9001 と品質管理基準との重複部分、ISO9002 との差異が負担となっている。

また、ISO9001 は、グローバル認証として世界的に普及し、信頼性を得ており、他の法令においても活用が進展している。

加えて、血圧計及び体温計は、医療機器分野の品質マネジメント規格である ISO13485⁹ の認証取得事業者が多いことから、選択肢としてこれを許容してほしいという製造事業者からのニーズが高い。

こうしたことから、品質管理基準は、制度の信頼性を確保することを前提条件として、最新版の国際規格を基礎とし、指定及び検査等においてその認証結果を活用し、計量法固有の要求事項について重点的に検査等を行うことによって、効率的かつ効果的な制度とすべきである。

② 具体的な見直しの方向性

（短期的取組）

- 品質管理基準は、現在存在しない ISO9002 に代えて、常に最新の ISO9001 を基礎とし、その認証を取得している事業者にあっては、可能な限りその結果を活用すべく、所要の見直しを速やかに実施する。
- あわせて、血圧計及び体温計の製造事業者にあっては、上記において ISO13485 を選択可能とすべく見直しを実施する。

（中長期的取組）

- ISO9001 を取得していない現在の指定製造事業者への影響を配慮し、中期的な猶予期間を設ける。
- 国及び地方自治体は、立入検査や試買調査の充実を図る（再掲）。

③ 見直しに当たり整備する要件

（制度の信頼性の確保）

指定製造事業者の品質管理基準に ISO9001 の認証結果を活用しても指定製造事業者制度の信頼性が確保されるよう所要の整備を行う。具体的には次の措置を講じる。

- 計量法の固有の要求事項は、品質管理基準に措置し、これらに関し、重点的に検査等を実施する。（例：完成品検査の製造工程からの独立性（器差検定に相当）、個別計量器ごとの製造・検査設備の要求事項など）
- ISO 9001 の認証結果の活用において、製造事業者に問題があった場合、制度の信頼性に影響を及ぼしかねないため、ISO9001 のサーベイランス（認証維持審査）結果の報告の提出を義務付ける。
- 国及び自治体は、試買調査の充実を図る。

⁹ ISO 13485：「医療機器－品質マネジメントシステム－規制目的のための要求事項」であり、ISO9001 をベースに医療機器の安全性や品質を確保するのに必要な要求事項が追加されている。

(ISO9001 の認証結果の具体的活用方法)

- ISO9001 の認証取得者にとっては、その認証結果及び ISO9001 に適合している旨の社内規格類等の書面の提出を可能とするよう措置する。

II 自主的な計量管理

(i) 計量士の活用

① 計量士の活用の現状と今後の展望

計量士制度は、計量法における国内独自の制度であり、定期検査に代わる検査（代検査）を行うことができるほか、適正計量管理事業所や計量証明事業者の登録要件とするなど、計量士の担う役割は大きい。

加えて、計量士の担う役割は、今後更に活躍の場が広がることが期待される。すなわち、民間事業者による指定検定機関・指定定期検査機関への参入が拡大すると、指定検定機関・指定定期検査機関の計量士による検定・検査の実施が増加する。また、今後、海外から輸入される計量器はますます増大することが予想され、将来的に MAA 制度が進展した場合、世界各国で型式承認を受けた計量器が国内で流通し、それらの検定・検査を計量士が担うことが想定される。

このような状況下で、適正計量の中核を担う役割を期待されるのは、まさに計量士である。

また、計量士の国家資格を取得しているものの、計量士としての業務に携わっていない者が、計量器の製造事業者等の民間事業者に一定数存在するとみられる。このような計量士が、検定・検査で活躍することが望ましい。

こうしたことから、今後活躍が期待される計量士を確保するためには、計量士の質・量ともに保つよう効果的な施策を講じる必要がある。

現在、計量士の国家試験受験者・合格者数は、緩やかな減少傾向がみられる。国家試験の合格率はおおむね約 15%程度で推移しており、国家試験受験者の減少が、合格者の減少の原因となっている。

一方、国家試験とは別に計量士の国家資格を取得する方法として、産総研の研修センターでの計量教習を修了した上で、計量行政審議会から認定を受ける資格認定コースがある。

計量士として業務に従事するためには、国に登録を行う必要があるが、これらいずれかの方法で資格を取得した上で、それぞれ、計量に関する実務経験がその登録要件として必要になる。すなわち、一般計量士では、国家試験の場合は 1 年以上であるのに対し、資格認定の場合は 5 年以上（質量の計量に関する実務に 2 年以上従事していることを含む）である。

計量士団体から、計量従事者の高齢化が著しく、また現在の登録要件では人事異動等により要件を満たす人材が十分に確保できないため、若年層を中心とする人材を補充するために実務経験期間を短縮すべきとの要望があった。しかしながら、実務経験を単純に短縮することは計量士の質の低下を招きかねない。よって、実務経験年数の短縮に相当する最新の計量制度や技術基準の知識の習得や最新の計量器の使用方法や検定・検査方法等に関する技能教習を義務付ける枠組みが必要である。

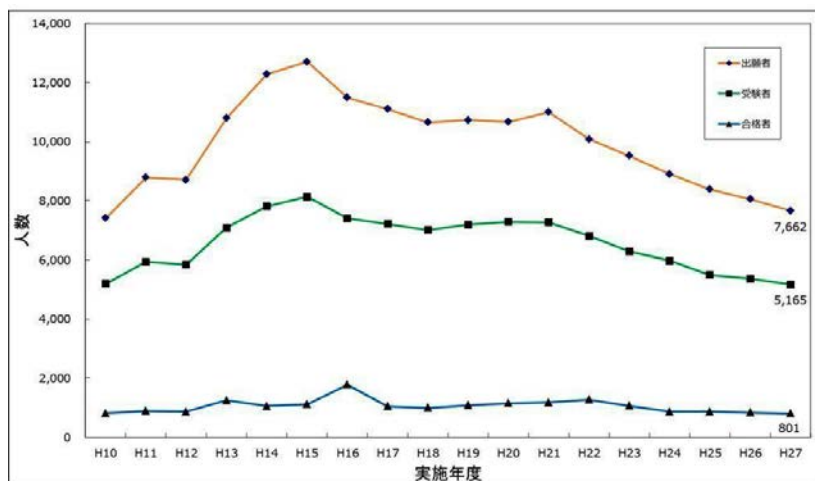


図4 計量士の国家試験受験者数等の推移

また、同様に計量士の質の向上の観点から、登録後の計量士に対する知識習得や技能教習も充実すべきである。

以上の措置によって、計量法に基づく計量教習は拡充されることになるが、産総研における人材及び設備といったリソースにも限りがあることから、現在の国家試験に代わる計量教習としての位置付けに重点をおいていた教習内容の見直しを図る必要がある。また、計量士や計量器団体、計量証明等、計量に携わる民間の団体（以下、「計量団体」という。）が産総研へ協力することが望ましい。すなわち、講習の人的資源やノウハウの提供、また、計量団体が実施する研修等の計量教習の一部の講義等への位置付けといった取組を通じて、我が国の計量人材を官民一体となって育成することが必要である。

当然のことながら、計量士の技量の維持・向上においては、計量士団体等の自主的な取組が不可欠である。したがって、計量士団体等においては、技術の進展や社会的環境等に応じた、自主的なフォローアップや研修を実施することが望ましい。

なお、計量士の更新制度については、現在登録されている計量士が実施する定期検査に代わる検査（代検査）や計量証明事業等において顕在化した問題が発生していないことから、導入の必要性が生じた場合において、中長期的に検討することとする。

② 具体的な見直しの方向性

（短期的取組）

- 一般計量士の「資格認定コース」に必要な実務経験期間を短縮し、短縮期間に応じた教習を実施し、義務付けることを検討する。
- 計量教習の拡充・見直しを行い、計量士登録後の知識習得や技能教習等を実施する。
- この拡充のために、計量団体等は講師の参画や教材の提供を行い、必要に応じて、計量団体の研修を計量教習の一部の講義として認めることを検討する。

（中長期的取組）

- 国及び産総研は、計量器団体、計量士団体等とも連携し、指定検定機関・指定定期検査機関等の計量士の質の向上及び量の拡大を図る（再掲）。
- 計量士団体は、自主的なフォローアップや研修を通じて計量士の技量の維持・向上に努める。

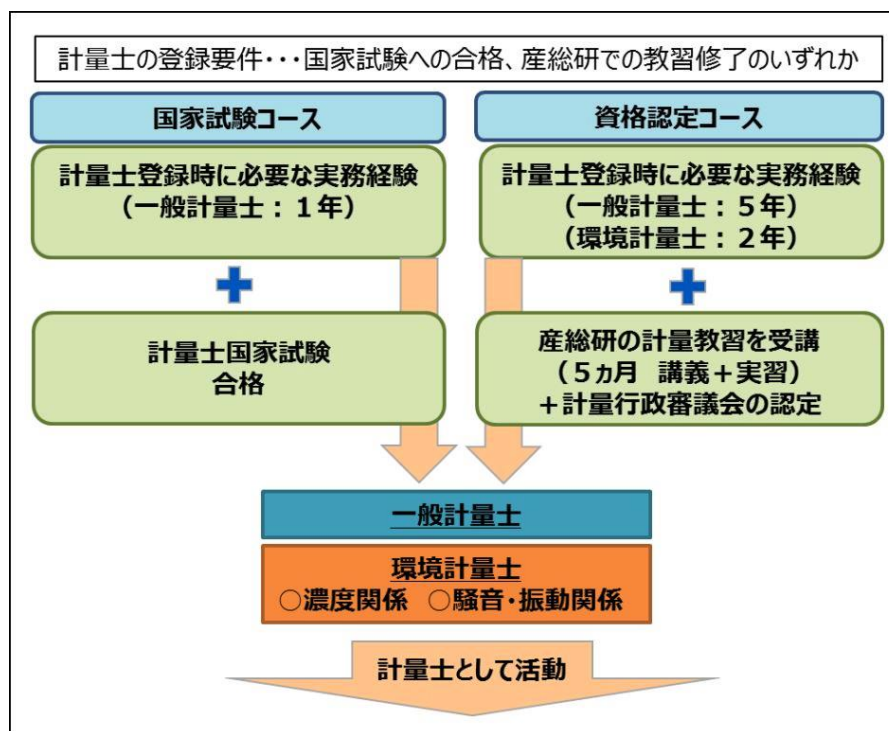


図5 計量士の登録要件

（ii）適正計量管理事業所制度

① 適正計量管理事業所の現状と今後の展望

適正計量管理事業所とは、特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものについて指定を行うものであり、特定計量器の種類に応じて、計量士が検査を定期的に行うことを義務付けている。

この制度は、自主的な計量管理を促進することを目的として、計量器の精度だけでなく、取引等における適正な計量管理を実施できることが要求されている。このため計量士が中核として大きな役割を担うことが期待されている。

適正計量管理事業所は、自治体による定期検査を免除されるが、特定計量器の定期的な検査だけでなく、量目検査の方法の整備や各種検査結果に関する帳簿の整備など計量管理に関する種々の要求事項がある。また、自動計量のニーズが高まっている中、自動はかりが特定計量器に追加がなされた場合（第2章）、適正計量管理事業所の役割が今後ますます重要となっていく。

一方、適正計量管理事業所数は、近年は緩やかな減少傾向がみられる。減少の理由としては、統廃合等による事業所数の減少のほか、適正計量管理事業所の指定の返上によるものがあると考えられる。

こうした中、計量士団体から、適正計量管理事業所をより魅力的なものとするため、優れた適正計量を実施している事業者に対して、指定の要件として ISO 10012¹⁰などのマネジメントシステム規格を選択できるよう認めるべきではないかとの要望があった。

¹⁰ ISO 10012：計測機器の校正・検証及び計測プロセスに関する要求事項

ISO 10012 は計量分野に特化した規格であり、現在の指定基準と比較して、より高度な要求がなされている。また、中国などを始めとする海外において認証の取組（認証機関の設置、国内規格化など）が進められており、国際的な進展も期待される。しかしながら、現時点では国内での第三者認証実績がないこと、とりわけ小売業や流通業において既に適正計量管理事業所に指定されている事業者への影響が大きいことから、直ちに指定の基準に取り入れることについては慎重に検討する必要がある。

したがって、今後の発展が期待される ISO 10012 の第三者認証について、その基準や認証機関等の状況を国が確認した上で、必要性や事業者ニーズ、今後の認証実績等を総合的に勘案し、適正計量管理事業所の現行の指定基準を残した上で、指定基準として選択できるよう認めるべく、中期的に検討を行う。

なお、ISO 9001 を指定の基準に導入すべきとの要望については、計量管理は品質管理の一部ではあるが、品質管理規格である ISO 9001 では十分ではないことから、指定基準とするのは望ましくない。

また、ISO のマネジメントシステム規格を指定基準として導入する場合は、指定製造事業者制度における ISO9001 の活用で述べたように（第 1 章 I (III)）、制度の信頼性の確保のため、認証結果の信頼性の担保が適切になされることが必要である。

適正計量管理事業所制度の趣旨である自主的な計量管理は、制度の中核となる計量士がより主体的かつ重要な役割を果たすことが何よりも重要である。したがって、より一層計量士団体等が主体的に計量管理等の活動に取り組み、成熟させることが期待される。また、直近の取組としては、消費者・事業者等へのアピールとして、例えば包装への表示などは現行の制度でも可能であり、まずは計量士団体等による自主的な取組を行うべきである。

② 具体的な見直しの方向性

（短期的取組）

- 計量士団体等は、適正計量管理事業所の普及・啓発のための自主的な取組を検討する。（例：自動はかりによる適正管理方法、包装紙等への表示方法など）

（中長期的取組）

- 適正計量管理事業所の現行の指定基準を残した上で、ISO 10012 を適正計量管理事業所の指定基準の計量管理方法として選択できるよう認めるかどうかについては、今後の発展が期待される第三者認証の状況を国が確認した上で、確認の結果により国が判断することとする。
- 計量士団体は、計量士を中核とした、より一層の取組を強化し、適正計量管理事業所が魅力あるものとする。

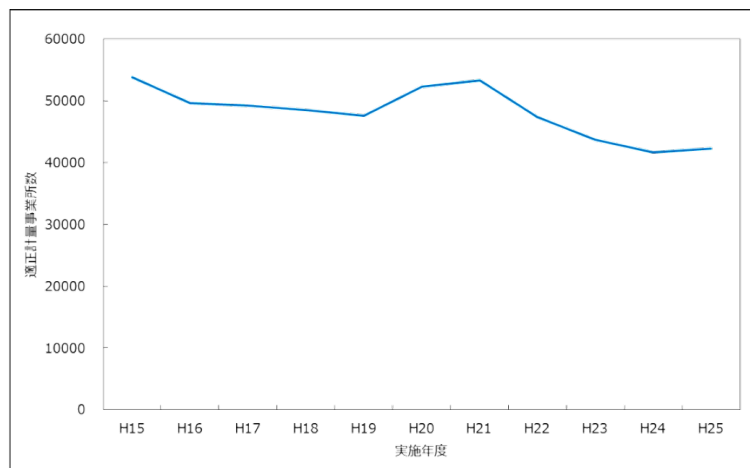


図 6 適正計量管理事業所の数の推移（平成 1 5 年～平成 2 5 年）

Ⅲ 計量器の精度を確保する基準器検査

① 現状と今後の展望

基準器は特定計量器の精度を確保し、取引・証明の信頼性を確保する上での根幹となる計量器であり、基準器検査は、国家計量標準機関である産総研を頂点として、都道府県等公的機関が長年担っており、制度として定着している。

一方、グローバル化の進展・民間校正機関の標準供給体制整備に対応するため、平成5年の改正計量法の施行において JCSS¹¹が創設された。

基準器検査は、①特定計量器の許容公差に応じた器差の許容値、②合格した際の有効期間、の2点を規定しているが、JCSSは産業界の品質管理の推進を目的としており、この2点は任意である。なお、海外の計量法の運用においてもこの2点は同様に措置されている。

我が国の計量法では、基準器検査に合格した基準器を用いた検定・定期検査等によって、現在の特定計量器の信頼性、ひいては適正な計量を確保しており、この制度は、都道府県における検定等の現在の計量法の体系が大きく変化しない限り、変え得るものではない。

したがって、特定計量器の検定・検査の根幹を成す基準器の有効期間及び許容公差等の技術基準は、省令又は省令に引用する JIS において引き続き公的に定めるものとするが、JCSS が普及・定着している分野もあり、また、グローバル化の進展に伴い海外においても JCSS 同様の ISO/IEC17025 校正事業者の普及が進展しているため、基準器検査においては、これらの事業者による検査結果を可能な限り活用すべきである。

表1 各国の規制対象計量器の基準器（標準器）の比較

	英国	ドイツ	フランス	米国	カナダ	オーストラリア	日本
周期	2年	2年	不明	州政府度量衡部門の長が定める	計量器ごとに個別に定めている（1～10年）	計量器ごとに個別に定めている	計量器ごとに個別に定めている（6ヶ月～10年）
許容誤差	計量器の最大許容誤差の1/3以内	計量器の最大許容誤差の1/3以内 その他個別に設定されているものも有	計量器によって最大許容誤差を設定	州政府度量衡部門の長が定める ただし、国家計量標準機関（NIST）からの承認又はトレーサブルが確保されなければならない	不明	計量器ごとに個別に定めている	計量器ごとに個別に定めている

¹¹ JCSS：計量法トレーサビリティ制度（Japan Calibration Service System）。計測値等の信頼性を確保するために、計量器等が特定標準器等につながっていること（トレーサビリティ）を確保し、対外的に証明する制度。

② 具体的な見直しの方向性

○基準器の精度を保証する基準器検査は、JCSS 校正証明書の活用を促進させるため、特定計量器毎の分野における JCSS の普及状況及び事業者ニーズに応じ、中長期的に技術基準及び運用の見直しを進める。

(短期的取組)

○事業者ニーズの高い分銅、水銀関係（血压計、体温計など）について、JCSS 校正証明書の活用に関する技術基準及び運用の整備に着手し、所要の見直しを実施する。

(中長期的取組)

○それ以外の分野は、実態把握やニーズ調査を行い、ニーズの高い分野から中長期的に順次整備を実施する。

③ 見直しに当たり整備する要件

(制度の信頼性の確保)

○制度の統一性及び信頼性を確保するため、都道府県が実施する基準器検査にも適用されるガイドライン等を産総研が都道府県と協力しつつ作成する。

○JCSS は国内制度であり現状は海外事業者に適用できないため、指定外国製造事業者に対しては、ISO/IEC17025 校正事業者の校正証明書を活用することとなる。そのため、制度の信頼性を確保するために、ILAC/MRA 署名認定機関により認定された校正機関によるものとするなど判断基準について、国家計量標準機関である産総研が判断するガイドライン等を作成する。

(技術基準の整備)

○特定計量器の技術基準は全て JIS 化されていることから、基準器検査の技術基準を特定計量器の JIS と一体的に整備し、基準器検査の技術基準に引用する。

第2章 技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度を取り巻く社会的環境変化に対応し、対象計量器や技術基準の見直し等を検討する。

I IoT等の技術革新への対応

① 現状及び今後の展望

急速な技術革新により、実社会のあらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながることにより自由にやり取り可能になり（IoT¹²）、集まった大量のデータをリアルタイムに分析し、新たな価値を生むことで利活用可能（ビッグデータ）になってきている。

こうした中、特定計量器においても、電力量計でスマートメーター化が進展するなど、一般家庭、工場、事業者等のあらゆる場所に設置された情報を取引・証明に活用していることから、今後、従来の計量器ごとの関係者の垣根を越えた革新的なサービスや新たなビジネスモデルの創出が期待される。

一方で、計量制度の信頼性は常に担保することが必要であり、とりわけ、計量器の精度及び計量結果のセキュリティの確保、不正・改ざんの防止は重要であるため、計量結果について使用者が不正・改ざん等を行わないように封印の規定があり、現在は、機械的封印が主流である。また、検出部と計量結果を示す表示部は一体であることを原則としているが、ユーティリティメーター（電力量計、ガスメーター、水道メーターなど）は、消費者の利便性と信頼性の観点からは、必ずしも必然性はなく、検出部と表示部を分離することによって新たなビジネスモデルの創出の可能性もある。なお、OIMLにおいてこれらの検討はあまり行われていない。

また、計量器にICタグやQRコードを組み込むことにより、計量法上の検定・検査や修理等の運用履歴だけでなく、ビッグデータとしての活用も大いに期待される。

こうしたことから、IoTの進展の加速と、制度全体の信頼性の確保とを両立するために積極的な検討を行うべきである。なお、これらのニーズ及び課題は、計量器ごとに状況が大きく異なることから個別に検討が必要なものもあるが、共通的な課題は業種横断的に検討すべきである。

② 具体的な見直しの方向性

取引・証明における利用者（計量器の使用者・消費者）の真のニーズに対応するため、従来の計量器ごとの垣根を越え、異業種との連携も図り、官民一体となって中長期的な視点に立ち、技術基準の検討を行い、必要に応じてOIMLへの提案を行う。

（１）スマートメーター化を見据えた構造基準の見直し

（短期的取組）

○ニーズ・課題は計量器ごとに状況が異なることから、関係各業界も含め、個別ニーズ

¹² IoT：Internet of Things。モノのインターネット。

及び課題の抽出を行うとともに、計量器団体を中心に速やかに共通課題を抽出する。

(中長期的取組)

- その上で、国・産総研・日電検・地方自治体・産業界・消費者団体等が参画する検討の場を設け、官民一体となり、中長期的な戦略（長期的将来像の共有化、競争領域・協調領域の明確化、中期的な期限を定めて具体的な達成目標の設定、目標を実現するためのロードマップの策定、等）を策定し、技術基準を策定する。なお、この活動は、計量行政審議会において、定期的にフォローアップを行う。

(2) 計量器への IC タグ等を導入した計量法の運用履歴等の把握

(中長期的取組)

- 技術基準に組み込む法令の見直しは、当面実施せず、計量器団体を中心とする自主的取組によってガイドラインや業界標準の作成を実施し、システムの導入を目指す。

③ 見直しに当たり前提となる条件

- スマートメーター、IoT 技術、ビッグデータ等の技術革新を検討する場合、計量制度の枠組みを越えた、ネットワークセキュリティやビッグデータの取扱いにおける個人情報保護の論点に議論が及ぶことがある。当然のことながらこれらの検討状況や影響に配慮することは必要であるが、計量器の精度と計量結果の信頼性の確保に焦点を絞り、例えば、封印や計量表示部の取扱い等に関する検討が必要である。
- 共通課題、ニーズを抽出した上で競争領域（製造事業者及び使用者の競争に委ねるべき分野）・協調領域（基準によってコストダウンや使用者の利便性が高まる分野）を明確化し、協調領域について技術基準を検討する必要がある。
- なお、既に導入が進展している技術（例：既存のスマートメーター等）との整合にも配慮することが望ましい。
- IC タグ等を構造基準に義務付けることは、規制強化となり、規制の必要性や費用対効果の観点から現時点では現実的ではない。

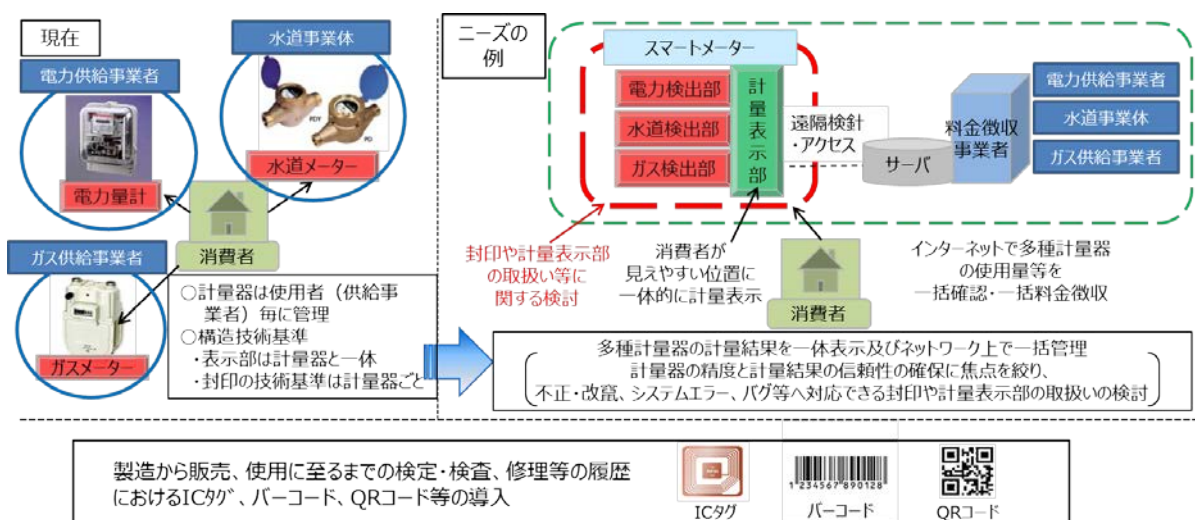


図7 計量制度におけるIoT等の技術革新への対応（スマートメーターのニーズの例）

II 特定計量器への追加

特定計量器の対象は、これまでの大きな流れでは、対象計量器の削除を中心に行ってきた。ただし、平成5年の改正計量法の施行時には、電気式の非自動はかりを中心に11器種の追加や抵抗式体温計等の追加を実施している。

特定計量器は、国民生活・経済社会における取引・証明の信頼性の確保及び消費者保護の原則に立ち、技術革新及び社会的環境変化に対応し、不断の見直しを行う必要がある。その際、計量器の構造によって対象であるか否かの違いがあることは制度全体の信頼性を揺るがしかねず、計量器の目的によってその対象が決まるべきである。

ただし、規制は最小限であるべきことから、検定の対象とすべきかについては計量器の普及の進展等を考慮し、また、検定検査の技術基準は、取引・証明等の使用実態に即して、事業者負担を必要最小限に制度設計すべきである。

特定計量器の対象については、従来、国内動向だけで判断していたが、諸外国の状況を考慮した上で検討する必要がある。すなわち、諸外国と比較して規制が緩やかな場合は、諸外国では規制により受け入れられない水準の計量器が多く流通する可能性が今後高まることが想定される。規制を最小限にすべきである一方、適正な計量の確保の観点から、動向を注視し、時機を見極めた対応が必要である。

なお、型式承認、検定・検査について、民間事業者の参入の促進により、これまでは実施者の負担や技術的な能力の観点から、本来の計量法の法目的から特定計量器とすべきであった計量器についても、対応することが可能となる。

(i) 自動はかり

① 自動はかりの現状及び今後の展望

自動計量に関する精度向上、システム化・高速計量、自動計量に対するユーザーニーズへの対応などによって、これまでは、工場等における計量管理を中心に用いられてきた自動はかりが、今後、取引・証明において、ますます使用されることが予想され、非自動はかりから自動はかりへと代替することはありえてもその逆は考えられない。

欧州を始めとする主要国・地域では、既に規制の対象となっており¹³、OIMLにおいても技術基準が整備され、近年改定作業が積極的に行われている。

また、輸入先については、かつては、規制の対象となっている欧州からの輸入割合の占める割合が多かったが、近年は規制の対象となっていない成長著しいアジア諸国、とりわけ中国からの輸入割合、量ともに増大している¹⁴。

¹³ 主要国等調査（EU、英、独、仏、米、加、豪、韓、中）のうち、自動はかりが規制の対象となっていないのは、僅かに韓及び中の2か国に留まる。

¹⁴ 近年、中国は、ドイツとの連携を深め、急速に計量法の規制体制の整備を行っており、いずれ規制の対象とすることが予想される。

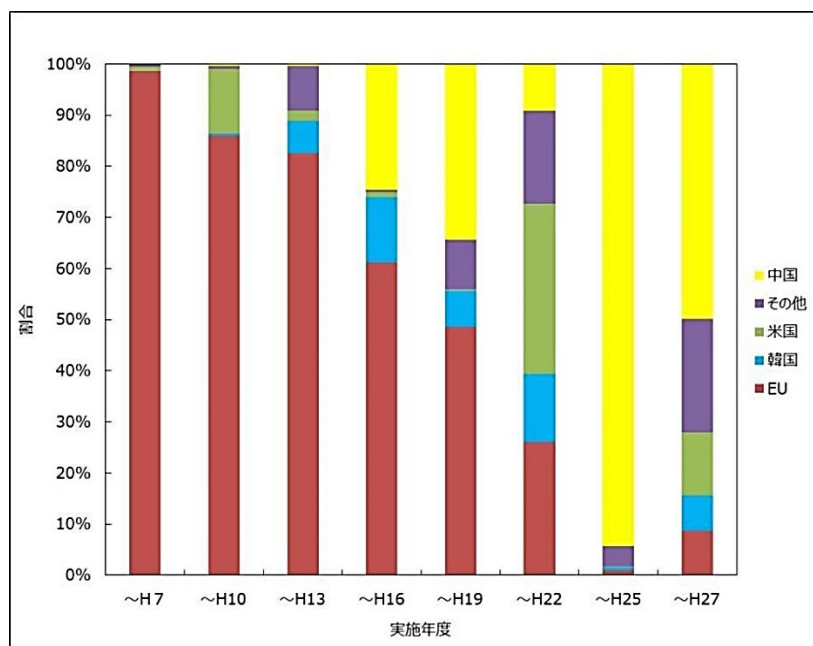


図8 コンベアスケール・ホッパースケールの輸入国割合の推移

質量の計量による取引・証明は、普遍的、広範に行われているため、計量法の法目的から、自動はかりは、本来、特定計量器の対象とすべきものであり、計量器の構造の違いによって今後も自動はかりを検定の対象外としておくことは、制度の信頼性を揺るがしかねない。また、グローバル化の対応からも我が国において自動はかりによる適正計量が確保される必要がある。さらに、消費者の最終計量製品の信頼性が高まることが効果として期待できる。

② 具体的な見直しの方向性

(短期的取組)

- 中長期的に全国の生産現場に導入されている自動はかりの適正計量を確保する観点から、特定計量器への追加、検定・検査・型式承認の方法の整備等、所要の見直しを速やかに実施する。
- まずは、製造・修理・販売事業者による適正な計量の実施が確保される必要があることから、これらの事業者への届出の義務を課す。

(中長期的取組)

- 製造事業者に対する型式承認・検定の実施、使用者に対する検定・検査の実施は、取引・証明に使用される可能性が高い計量器を優先するなど段階的、かつ、中期的に実施する。
- 既に使用されている計量器の検定・検査は、構造検定は省略し、使用公差のみの義務付けを行うなど、規制による影響を考慮し、中長期的に検定・検査の義務付けを実施する。
- 国、産総研、計量器団体等が連携し、OIML 審議に積極的に参画し、国際技術基準の策定を推進する。

③ 見直しに当たり整備する要件

(検定の対象・範囲等)

- 製造工程に多くの自動はかりが導入されているが、取引・証明に使用されていないければ規制の対象外である（例：原材料の配合、工程上の計量管理など）。
- このように自動はかりは、規制の対象になる場合とならない場合の違いなど、製造・販売に当たって、計量法の制度及び技術基準に精通する必要があることから、非自動はかり同様、製造・販売の届出の義務を課す。
- OIML が整備されていない自動はかりは、検定等の技術基準が確立されていないため、整備されていない間は検定の対象外とする。

(検定・検査等の技術基準及び指定検定機関等の整備)

- 国及び産総研は、検定・検査の技術基準について、JIS の原案作成委員会において、製造事業者・使用者団体等の利害関係者の意見を踏まえ、OIML 勧告に基づき可能な限り合理的かつ信頼性のある技術基準を整備する。
- 検定・検査を行う実施主体は、自治体で実施しないことを原則とし、計量関連企業、計量団体等は、指定検定機関・指定定期検査機関に参入するための体制等の整備を速やかに実施する。

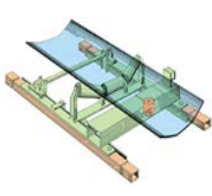
(使用者に対する影響への配慮)

- 自動はかりは工場等のシステムに組み込まれることから、定期検査は、計量部分を分解することなくシステム又はライン上で実施し、検査は模擬試料や実際の計量物によって行うなど、使用実態に即した方法とする。
- 自動はかりは、定期的なメンテナンスが必要となることから、指定検定機関・指定定期検査機関に参入することになる民間事業者は、従来のメンテナンスと連携して実施することなど、合理的な運用を整備する。
- 非自動はかり同様、定期的な検査は、計量士による代検査及び適正計量管理事業所による実施を可能とするよう整備する。
- 国、産総研、計量関連企業、計量団体等は、検定・定期検査での使用者への新たな負担を可能な限り軽減するよう検討を行う。

(関係者が実施すべき体制の整備)

- 国、地方自治体、産総研、計量器・計量士団体等は、計量器の使用者に対して、適正計量の重要性に関する周知、普及啓発活動を行う。
- 計量関連企業、計量団体等は、指定検定機関・指定定期検査機関へ参入するための体制等の整備を速やかに実施する（再掲）。
- 産総研は、型式承認の実施体制を速やかに整備する。
- 国、自治体、産総研は、検定・定期検査の制度が確立するよう指定検定機関等への民間事業者の参入の促進（第1章）を促す。そのため、非自動はかり等において先行して各制度への民間事業者の参入を適切に進める。

表 2 主な自動はかり

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	自動捕捉式はかり (キャッチウェイヤ)	コンベヤスケール
主な計量対象	穀物類、 配合飼料等（大容量）	食品、粉体、飼料、 薬品等（小容量）	加工食品、飲料、 薬品等	鉱物類、穀物類、 飼料等
特徴	各種原料等をホッパー に流入している状態で 質量を計量し、 一定量（設定量）に達 すると、ホッパーから 下流へ排出	ランダムな質量の商 品を計量し、いくつか 選択して目的の質量 分を袋、缶、箱などの 容器に充てん	箱物、袋物、缶などの包装 形態で計量を行う。 欠品等の判別や異物混入 を選別する機能も 備えている	ベルトコンベヤで連 続輸送される原料及 び製品の受け渡し の際に計量
具体例				

（ii）水素燃料計量システム（水素ディスペンサー）

① 水素燃料計量システムの現状及び今後の展望

我が国の燃料電池自動車は、世界で最も早く市場展開が進んでおり、官民一体となつて戦略的に水素ステーションの整備を進めている。現在、約 80 か所が開所しており、水素・燃料電池戦略ロードマップ¹⁵（以下「ロードマップ」という。）において、2020 年度（平成 32 年度）までに 160 か所程度、2025 年度（平成 37 年度）までに 320 か所程度の整備目標を設定し、2020 年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指すとなっている。

一方、海外では、米国カリフォルニア州では既に規制の対象となっており、ドイツでは 2 年以内に規制の対象にする予定である。

こうした中、水素ステーションの技術・研究開発の更なる加速化と、水素燃料の取引における適正計量の確保との両立を目的として、平成 28 年 5 月に JIS を制定した。なお、我が国計量器メーカーの海外市場獲得等を目的として、今後 3 年間でこの JIS を、OIML 勧告文書として発行することを目指す事業を実施中である。

なお、自動車に充填する計量器では、燃料油メーター及び LP ガスメーターが長年の規制の対象による運用によって高い信頼性を消費者から得ている。

このような状況を踏まえ、計量法の法目的に照らし、特定計量器の対象とすべきものであるが、水素燃料計量システムを検定の対象とするのは、慎重に検討を行う必要がある。

¹⁵ 「水素・燃料電池戦略ロードマップ～水素社会の実現に向けた取組の加速～」(水素・燃料電池戦略協議会)(平成 28 年 3 月 22 日改訂)

② 具体的な見直しの方向性

(短期的取組)

- 国、産総研、計量器団体等が連携し、OIML への提案を実施し、技術・研究開発と適正計量とが両立する国際技術基準の発行を目指す。

(中長期的取組)

- ロードマップにおいて、水素ステーション事業の自立化目標時期としている 2020 年代後半には特定計量器に追加していることを目標とし、検定・型式承認の実施に向け、国、産総研、計量器メーカー、供給事業者等が連携し、検定・型式承認の技術基準、実施体制の検討を行う。なお、この特定計量器への追加の目標時期については、ロードマップの改訂状況を踏まえ検討を行う。

③ 見直しに当たり整備する要件

- 国、産総研及び計量器団体は、将来に向け、検定・型式承認の技術基準について国際提案活動を通じて、海外の計量法当局及び事業者等との議論も踏まえ、水素社会の実現に向け、水素ステーションの普及と適正計量の信頼性を両立する観点から可能な限り合理的な方法を開発する。
- 検定の実施を検討する際には、ロードマップの達成状況等を踏まえ、検定・型式承認の技術基準及び実施体制等について利害関係者とともに検討を十分に行う。

表 3 特定計量器への追加について



図 9 水素燃料計量システム

技術基準	JISを整備すれば、特定計量器であるか否かにかかわらず計量器の基準となるが任意。特定計量器に指定すると技術基準を遵守する義務が生じる一方、多様な計量器の開発のための留意が必要。（ただし、検定を除外している特定計量器もある）
型式承認 検定・検査	計量器の使用者の自主的な計量管理に委ねるのでなく特定計量器とする場合、産業技術総合研究所、自治体、指定検定機関、計量士等が型式承認、検定・検査を実施できる体制を整える必要がある。
事後規制	国による試買調査→結果の公表、行政指導、立入検査等 自治体等による製造事業者及び使用者への立入検査→行政指導、命令。技術基準不適合品は検定証印の除去。未検定証印の使用は6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（又は併科）。

第3章 規制範囲・規定事項等の再整理・明確化等

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

I 計量証明事業

計量に係る「証明」については、計量結果を「証明」するに際し、その信頼性を高めるために第三者に証明行為を依頼することがある。計量法では、「計量証明」を事業として行う者について、その適正を確保するために、貨物の質量や体積といった一般計量証明事業や、濃度、騒音・振動といった環境計量証明事業を行う場合は、事業者の登録を義務付け、使用する特定計量器の定期的な計量証明検査を義務付けている。計量証明事業は、国民生活の取引の根幹となる貨物の計量結果や各種環境法令等における計量結果の信頼性を確保するために、特定計量器の精度だけでなく事業者における人的資源（計量士）、設備（各種計量、分析装置等）、組織（事業規定の整備等）を義務付け、安全・安心を確保している。

（i）計量証明事業（所有すべき機器の見直し、都道府県による指導の均一化等）

① 計量証明事業の現状と今後の展望

計量証明事業は、上記で述べたように大きく分けて二つの分野があるが、濃度分野では社会的要請を受け、平成14年にダイオキシン類のような極微量物質に関する関係改正法が施行され、特定計量証明事業者認定制度（以下、「MLAP」という。）が開始されたほか、環境計量に対する関心が高まるとともに、環境計量のビジネス市場は成長を続けている。

また、特に環境計量証明については、国内市場のみならず、グローバルな視野において今後の進展を見据える必要があり、将来的には我が国の計量事業者が海外に進出できるような戦略を考えることも必要である。

こうしたことから、国内外の違いも踏まえながら、計量証明事業の今後の在り方を検討する必要がある。

② 具体的な見直しの方向性

計量証明事業の登録に当たっては、計量証明事業者が所有すべき特定計量器等の機器（以下「最低設備等」という。）が定められている。最低設備等については、区分ごとに全ての設備を一律に求めているが、事業形態の専門化・分業化や技術進歩に伴い、使用されない機器も含まれている現状がある。

これらについては、当該設備の見直しを行うべきである。最低設備等の選定については、関係者の意見を聴取の上、現行の濃度の区分（大気、水又は土壌）の見直しの是非も含めて検討することが必要である。

最低設備等の見直しについては、計量証明の事業者の業務形態やその規制・認定の実態・状況は各国により異なることに留意すべきである。

我が国では、サンプリングから証明に至るまでの一連の工程を一事業者が行う従来の形態に加えて、複数の者にて分業して行う形態が進展している状況である一方、海外では、分業形態にて計量証明を実施することが一般的である。

このような業務形態の違いがある中で、その規定・認定における詳細な条件（国際規格である ISO/IEC17025 の活用、など）も差異があることが想定される。

こうした状況を踏まえつつ、計量証明結果の国際的な活用を視野に入れ、適切な最低設備等の設定などの見直しを進める必要がある。

また、最低設備等は、計量証明の実施可能な事業者を正しく条件付けするために必要である一方、過度な負担を避けるため、必要最小限とすべきである。また、数年に一度の定期的な見直しの仕組みを導入することが望ましい。

加えて、計量証明事業者はその事業所単位ごとに都道府県へ登録を申請するが、その詳細な指導方法等は各都道府県へ委ねられているため、各都道府県で指導内容が異なると、同一事業者であっても事業所が所在する都道府県が複数ある場合に指導内容の差異が混乱を招くなど、具体的な問題が生じているので解消してほしいとの要望があった。

なお、そのほか、環境計量における質量分率と体積分率の明確化（wt%や vol%等の表記）を認めるかどうかの論点があったが、改正の是非は国際的動向及び国内への影響等を勘案し慎重に検討する必要があるため、単位記号を付加しない方法で中長期的に計量証明団体における自主的な標準化を行うことが望ましい。

（短期的取組）

- 計量証明事業の登録に当たっては、計量証明事業者が所有すべき最低設備等の見直しを行う。最低設備等の選定については、関係者の意見を聴取の上、現行の濃度の区分（大気、水又は土壌）の見直しの是非も含めて検討する。
- 最低設備等について、技術的要件の整理やガイドライン等の制定に向けた検討を開始する。

（中長期的取組）

- 計量証明事業の最低設備等の見直しは、将来にわたって定期的実施するのが望ましい。
- 環境計量証明事業は、グローバル化を見据えた在り方の検討を行う。
- 最低設備等について、技術的要件の整理やガイドライン等の制定を踏まえ、都道府県の指導のレベルの均一化に努める。
- 質量分率と体積分率の明確化は、計量証明団体で自主的な標準化を行うのが望ましい。

（ii）計量証明検査（在り方の見直し等）

① 計量証明検査の現状と今後の展望

計量証明検査については、計量証明検査の実施方式や検定との関係についての整理などを行い、特定計量器に対して最少の規制コストで最大の効果が得られるよう、在り方を検討することが望ましい。

計量証明検査の手数料や立入検査の周期については、自治事務であることを考慮すべきであるが、指導内容等については、ガイドライン等で統一されることが望ましい。なお、

計量証明検査が長年にわたって全く行われていない自治体もあるとの指摘については、制度の信頼性の確保の観点から実施を検討すべきである。

また、計量器の管理に対する検査だけでなく、1)標準物質による校正方法、採取した試料の管理、組織の運営管理等の計量証明事業者に本来求められるべき点に着目した基準・運用にすべき、2)計量証明事業の登録や計量証明検査において ISO 9001 や ISO/IEC 17025 等を活用すべき、といった要望については、環境規制に基づく証明を行う場合、実質登録が義務付けられていることから、既存事業者への影響を考慮すべきである。

② 具体的な見直しの方向性

(短期的取組)

- 計量証明検査について、関係者の意見を聴取するなど実態の把握に努め、必要に応じて適切な検査方法を検討する。
- 立入検査について、関係者の意見を聴取するなど実態の把握に努め、指導内容の整理やガイドライン等の制定に向けた検討を開始する。

(中長期的取組)

- 計量証明検査や立入検査について、都道府県の指導のレベルの均一化に努める。
- 標準物質による校正方法等に着目した基準、運用への改正、あるいは、ISO9001 や ISO/IEC17025 等の活用は、必要に応じて中長期的に検討する。

II 特定計量器の使用等に関する運用

特定計量器の検定・検査等の技術基準については、OIML などの国際規格への整合や技術進展への対応の観点から JIS 化を行い、その JIS を省令に引用するなどの見直しを適時行ってきたが、修理・販売、検定証印等に関する施行及び運用等については平成 5 年の改正計量法以前からあまり見直しは行われてきていない。

こうしたことから、現在の実態等を踏まえ、見直しの要望がなされた次の事項について適切なものとする必要がある。

(1) 修理後、検定までの間、計量器を使用可能とする制度の創設

修理した計量器の利用者は、検定に合格するまでの間、使用できないため、利用者における営業上の支障や製造事業者が利用者から代替計量器を求められるといったことから、再検定までの間も使用可能とする制度を創設すべきでないか。

(具体的な見直しの方向性)

現状の制度を維持する。

(中長期的取組)

- ただし、指定検定機関の見直しが施行された後（第 1 章 I (II)）、民間事業者が中長期的な取組において積極的に指定検定機関への参入を行い、修理後検定に対してより迅速な対応を行う。

(基本的考え方)

- 修理を行い検定証印が除去された計量器に対する制度の創設は、計量法における制度の信頼性に関わる修理の根幹の問題。
- 事業者ニーズが高いからといって、罰則行為（検定証印が付されていない特定計量器の取引又は証明への使用）を一定期間許容する措置は、課題が大きい。

(2) 修理事業者が修理した際、計量器に修理実施者の表示の義務付け

修理した際、製造事業者の責任が問われることがあるので、事業者の責任を明確化する意味で修理実施者を示すロゴ等の義務付けを行うべきではないか。

現状の制度を維持する。

(中長期的取組)

- ただし、製造事業者等の自主的な取組によって中長期的に業界標準の IC タグ、QR コード等のシステムを導入する（第 2 章 I (2)）。

(基本的考え方)

- 修理事業者に対しては、修理の内容によって検定証印の除去や型式承認表示の除去が義務付けられており、製造事業者との責任関係を明確にする理由で、ロゴ等を一律に義務付けるのは、修理事業者への新たな負担、計量器の表示スペース等の課題がある。

- 使用中の特定計量器は、検定・検査時に技術基準への不適合をもって、取引・証明が不可能となることで制度の信頼性が確保されているため、新たな規制による効果の観点からも過剰となる。

(3) 非自動はかり等に対する初回定期検査免除の特例措置の廃止

平成5年の改正計量法施行時に特定計量器に追加された計量器は既に製造された在庫が対象であったことから初回定期検査免除の特例措置が設けられた。特例措置の対象となる器種は、これら追加器種以外にも機械式はかり、棒はかり等など多機種に渡るが、20余年が経過し、この特例措置の意義は薄れたので廃止すべきではないか。

(見直しの方向性)

(短期的取組)

- 特例措置の意義は薄れたので、特例措置を廃止すべく、所要の見直しを速やかに実施する。

(中長期的取組)

- 長年の運用によって特例措置が定着していることから事業者への周知、あるいは事業者の対応のために中長期的な猶予期間を設ける。

(4) 販売事業者の遵守事項の追加

計量行政職員の減少などによって定期検査の対象となる非自動はかり等の把握をすることは困難となっているので、販売事業者に対し、購入者の了解を得た上で、都道府県（又は特定市）に購入者の連絡を義務付ける努力義務を課すべきではないか。

(見直しの方向性)

現状の制度を維持する。

(中長期的取組)

- ただし、国、自治体、業界団体及び消費者団体等が連携し、中長期的に定期検査の必要性の周知を実施する。
- また、製造事業者等の自主的な取組によって中長期的にICタグ、QRコード等のシステムを導入することで、容易に把握できる仕組みを構築する(第2章1(2))。

(基本的考え方)

- 定期検査は、本来、自治体が把握していなくても使用者に受検が義務付けられているものである。そもそも、非自動はかりは、取引・証明以外の用途も多く、使用者は購入後に用途を変更する場合もある。したがって、販売事業者に対し、都道府県（又は特定市）に購入者の連絡を義務付ける努力義務を課すことは、販売事業者への規制強化、自治体への事務負担増にはなるが、脱検防止効果が必ずしも得られないのではないか。

(5) 検定・定期検査証印等の年号表記及び表示方法の統一

検定・定期検査等の実施年月の表記方法や打刻による方法は、使用者及び消費者にとって分かりにくい表記なので、元号を含む二桁や西暦表示等とし、また、検定証印に対しても貼付シール（貼付印）を認めるべきではないか。

また、計量器が機械式から電子式に移行する中であって、現在の打刻による表示は、計量器の精度に悪影響がないとは言い難い。また、特定計量器は国民生活における取引の信頼性を確保する重要な計量器であるにもかかわらず、検定証印等は必ずしも認知されているとはいいがたく、脱検防止のためには、消費者にとっても分かりやすく、馴染みのあり、認知される表示とすべきではないか。

なお、諸外国においては、貼付印による分かりやすい表示が一般的である。

(具体的な見直しの方向性)

(短期的取組)

- 基準適合証印等の他の証印と統一的に使用者及び消費者にとって分かりやすい、表記方法、かつ、貼付印を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。

(見直しに当たり整備する要件)

- 脱検防止の観点からも貼付印は計量結果を表示する表示部近傍に表示することを原則とする。
- 指定検定機関等は民間機関の参入が促進されるため、証印には、機関名の表示を義務付ける。また、検定済証の発行について検討を行う。
- 新しく制定する必要がある証印のデザインは、国民にとって馴染みのある表示とすべく、公募によって決定する。

Ⅲ 商品量目制度

① 商品量目制度の現状と今後の展望

食料品などを中心に、日常の消費生活の中で比較的少量でかつ頻繁に計量販売される商品については、個々の取引ごとに正確計量がなされているかどうか判断することは事実上困難が伴うものであり、特に消費者が取引の一方の相手方となる場合には更にその困難が大きくなる。そのため、商品量目制度において、商品の販売の事業を行う者に対し、計量販売の際には、一定の商品（特定商品）は、量目公差を守らなければならないという義務が課されている。

商品量目制度は、消費生活における商品の正確計量の推進に大きな役割を果たし、消費者利益の確保を図るとともに公正な経済活動を支えている。

一方、商品の名称・分類が煩雑で分かりにくい等の問題点が指摘されてきたが、これまでも、体系化・簡素化を図るなど、社会的要請に応えてきたところである。

また、平成 27 年に食品表示法が施行され、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設された。計量法の商品量目制度との関係についても、指摘がなされているところである。

これらを踏まえ、商品量目制度の今後の方向性については、制度の目的を再認識しつつ、適切に運用できるよう制度の全体像を描きながら検討すべきである。

計量法と食品表示法等の他法令が統一されていない点については、計量法の法目的は正確計量であるのに対し、例えば、食品表示法の法目的は食品安全であるなど、それぞれ法目的が異なるため、規制体系そのものが異なること自体に問題はない。したがって、対応や措置が必要と考えられるものについては、関係省庁と意見交換を行い、個別に検討を進めていくことが適切である。

表 4 食品表示法及び食品表示基準

食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の食品の表示に関する規程統合した食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度。加工食品、生鮮食品、食品添加物で分類。
食品表示基準	食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示（名称、原材料、内容量など）をする義務。
内容量 （食品表示基準）	計量法上の特定商品については、計量法の規定により表示することとし、それ以外の食品にあつては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。

商品量目分類と公差表について、早急に手当てすべき問題は、公差表の簡素化よりも、特定商品の該非（計量法の内容量遵守の義務が掛かるかどうか）について、国・自治体ごとに解釈が異なることである。

なお、現在、5g 未満の極少量商品については、量目公差を規定していないが OIML では規定しているため、国際整合化して、極少量商品も商品量目制度の対象とすべきであるとの要望があった。5g 未満の極少量商品について量目公差を規定することは新たな規制とな

り、現時点において極少量商品の内容量不足が消費者に著しい不利益を与えるか精査が必要であること、OIML はサンプルによる平均値を採用しているのに対し、商品量目制度は、一つの不足も許していないという制度の違い、極少量商品の公差が、更に微量なものとなることが想定され、自治体にとっても執行面でも困難が生じ規制の実効性を担保できないといった課題が多い。

② 具体的な見直しの方向性

商品量目制度については、現状の制度を維持しつつ、運用面での改善を行う。

(短期的取組)

- 商品量目分類と公差表については、国が主導して自治体と特定商品の該非についての解釈の統一化を図り、事業者にも情報共有等を行うなど、運用面での改善を行う。

(中長期的取組)

- 計量法と食品表示法等の他法令との間で、不整合が生じており調整が必要と考えられるものについては、関係省庁と意見交換を行い、個別に検討を進めていく。
- 5g 未満の極少量商品の量目公差は、内容量不足による消費者への著しい不利益、OIML との制度の違い、規制対象とすることによる実効性の担保方法等を精査し、ガイドラインの必要性について検討する。

IV 特殊容器制度

① 特殊容器制度の現状と今後の展望

特殊容器は、近年、ペットボトル、紙容器、缶など様々な容器の増加に伴い、漸減傾向が続いているが、長年の運用によって特に業務用途において社会インフラとして定着している。また、「リユース」が可能であることから環境配慮の観点から見直される機運が高まっている。

発泡酒・第三のビールは、各社が健康志向や味覚領域の拡大等の商品提案を行ったこともあり、近年急速に普及し、消費者に広く受け入れられているが、ビールが外食での飲用が40%を占めるのに対し、発泡酒・第三のビールは家庭での飲用がほとんどとなっている。これは、発泡酒・第三のビールは主に缶で販売されており、我が国の外食において缶で提供することに抵抗があることが原因の一つとされている。

また、酒税法上の運用において2リットル以下の瓶に充填する酒類の容量は、同一形態の容器100本分の充填量から1本当たりの平均容量を算出することとされているが、特殊容器に充填された酒類はこの規定から除外されている。

こうしたことから、発泡酒・第三のビールを特殊容器に使用できるようにすることによってリユースの促進、ビール業界の需要拡大、効率的な生産管理といったことが期待される。

② 具体的な見直しの方向性

(短期的取組)

○発泡酒・第三のビールを特殊容器に使用できるよう、所要の見直しを速やかに実施する。

③ 見直しに当たり整備する要件

○発泡酒・第三のビールを始めとする酒類は、酒類関係業界において、酒税法の品目と税率を考慮し、商品開発を行っていることから、特殊容器における酒類の商品は、酒税法の定義と整合させる。

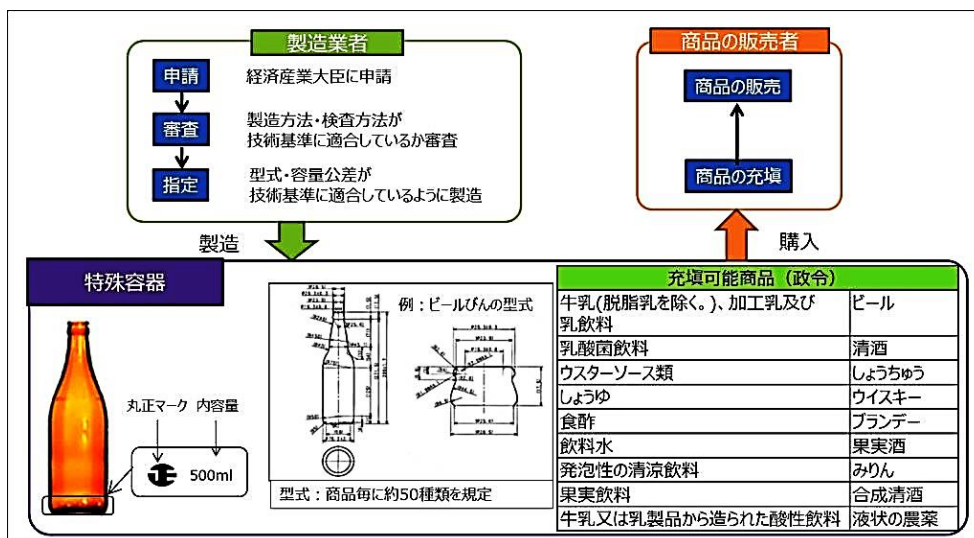


図10 特殊容器制度

V 計量制度の運用

計量制度の適切な運用に当たっては、制度の見直しのみならず、執行の観点においても、状況の変化に適応した改善を進めることが望ましい。

例えば、各種手続が申請者にとってなるべく過度な負担とならないよう、申請者の利便性の向上・手続の効率化については、適宜進めるべき事項である。その推進の優先順位は、必要性や利用者数などから総合的に判断する。

NITE における JCSS・MLAP の手続においては、その必要性が高く申請者からの希望が多いことから、より柔軟な手段での電子データによる申請を認めるべく見直しを進めるべきである。

また、執行を行う側からの観点としては、地方自治体間の取組として、行財政改革の流れの中で、自治事務化以降、計量行政を実施する地方自治体間の体力格差が生じている現状から、一部事務組合や広域連合のような、複数の自治体が補完・協力していく取組を推進することが望まれる。

表 5 事務の委託、一部事務組合及び広域連合

事務の委託	地方自治法 （事務の委託） 第 252 条の 14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
一部事務組合 及び 広域連合	地方自治法 （組合の種類及び設置） 第 284 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。 2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

（具体的な見直しの方向性）

（短期的取組）

- NITE は、JCSS・MLAP の手続において、より柔軟な手段での電子データによる申請を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。

（中長期的取組）

- 国は、地方自治体が連携している先進的な取組を積極的に情報提供し、地方自治体は複数の自治体が補完・協力する取組を検討する。

計量制度見直しの21の論点－各論点の方向性（案）－

視点	論点	短期的取組	中長期的取組
1 民間事業者の参入の促進	1 計量器開発の効率化（型式承認における試験成績書の受入れ）	○型式承認における試験成績書の受入れを行うべく、所要の見直しを速やかに実施する。 ○特に、OIMLに基づき世界的に試験成績書の活用が進展しており、製造事業者のニーズが高い「非自動はかり」の試験成績書の受入れ体制を整備し実効性のあるものとする。	○他の計量器は、製造事業者側から試験成績書の受入れに関するニーズが高まった際に、受入れ側の体制の状況、非自動はかりでの受入れ実績や国際的動向等を踏まえ、実施を検討する。 ○産総研が中心となり、NITE、計量器メーカー等とも連携し、MAA制度の推進のため、国内体制の整備、国際提案の取組を積極的に行う。
	2 国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進（指定要件の見直し）	○指定検定機関の指定の要件を緩和し、器差検定のみを行う指定検定機関（以下「器差のみ指定検定機関」という。）や、全国規模ではなく一部の都道府県での業務を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。 ○指定定期検査機関についても、同様の見直しが必要であるかどうか、速やかに検討を行う。 ○計量器団体、計量士団体は、会員等に対して指定検定機関への参入を促す。また、会員等は体制を整備し、積極的に参入する。	○国及び地方自治体は、周知活動等を通じて指定検定機関・指定定期検査機関の普及を推進し、信頼性の確保のため、立入検査や試買調査（市場から計量器を無作為に購入し、適合性を確認）の充実を図る。 ○産総研は、計量器団体、計量士団体等とも連携し、指定検定機関・指定定期検査機関向け及び計量士の資格取得後の教習の充実を図り、指定検定機関・指定検査機関の体制の強化に資する（後述(II(i)))。
	3 自主的に検定することが認められる指定製造事業者を指定する際のIS09001の活用	○品質管理基準は、現在存在しないIS09002に代えて、常に最新のIS09001を基礎とし、その認証を取得している事業者にとっては、可能な限りその結果を活用すべく、所要の見直しを速やかに実施する。 ○あわせて、血圧計及び体温計の製造事業者にとっては、上記においてIS013485を選択可能とすべく見直しを実施する。	○IS09001を取得していない現在の指定製造事業者への影響を配慮し、中期的な猶予期間を設ける。 ○国及び地方自治体は、立入検査や試買調査の充実を図る（再掲）。
	4 計量士の確保、育成（登録要件の見直し、研修等の義務付け）	○一般計量士の「資格認定コース」に必要な実務経験期間を短縮し、短縮期間に応じた教習を実施し、義務付けることを検討する。 ○計量教習の拡充・見直しを行い、計量士登録後の知識習得や技能教習等を実施する。 ○この拡充のために、計量団体等は講師の参画や教材の提供を行い、必要に応じて、計量団体の研修を計量教習の一部の講義として認めることを検討する。	○国及び産総研は、計量器団体、計量士団体等とも連携し、指定検定機関・指定定期検査機関の計量士の質の向上及び量の拡大を図る（再掲）。 ○計量士団体は、自主的なフォローアップや研修を通じて計量士の技量の維持・向上に努める。
	5 計量器のユーザーが計量器を自主管理できる適正計量管理事業所制度の要件の見直し等	○計量士団体等は、適正計量管理事業所の普及・啓発のための自主的な取組を検討する。（例：自動はかりによる適正管理方法、包装紙等への表示方法など）	○適正計量管理事業所の現行の指定基準を残した上で、ISO 10012を適正計量管理事業所の指定基準の計量管理方法として選択できるよう認めるかどうかについては、今後の発展が期待される第三者認証の状況を国が確認した上で、確認の結果により国が判断することとする。 ○計量士団体は、計量士を中核とした、より一層の取組を強化し、適正計量管理事業所が魅力あるものとする。
	6 基準器と計量標準供給制度（JCSS）校正計量器の共通化	○事業者ニーズの高い分銅、水銀関係（血圧計、体温計など）について、JCSS校正証明書活用の活用に関する技術基準及び運用の整備に着手し、所要の見直しを実施する。	○それ以外の分野は、実態把握やニーズ調査を行い、ニーズの高い分野から中長期的に順次整備を実施する。
2 技術革新、社会的環境変化への対応	7 スマートメーター化を見据えた特定計量器の構造基準の見直し	(1) ○ニーズ・課題は計量器ごとに状況が異なることから、関係各業界も含め、個別ニーズ及び課題の抽出を行うとともに、計量器団体を中心に速やかに共通の課題を抽出する。	(1) ○その上で、国・産総研・日電検・地方自治体・産業界・消費者団体等が参画する検討の場を設け、官民一体となり、中長期的な戦略（長期的将来像の共有化、競争領域・協調領域の明確化、中期的な期限を定めて具体的な達成目標の設定、目標を実現するためのロードマップの策定、等）を策定し、技術基準を策定する。なお、この活動は、計量行政審議会において、定期的にフォローアップを行う。 (2) ○技術基準に組み込む法令の見直しは、当面実施せず、計量器団体を中心とする自主的な取組によってガイドラインや業界標準の作成を実施し、システムの導入を目指す。
	8 特定計量器として規制することを検討すべき計量器 (1) 自動はかりに関し、非自動はかりと同様に規制すべきか (2) 水素ディスプレイセンサーに関し、特定計量器に追加すべきか	(1) ○中長期的に全国の生産現場に導入されている自動はかりの適正計量を確保する観点から、特定計量器への追加、検定・検査・型式承認の方法の整備等、所要の見直しを速やかに実施する。 ○まずは、製造・修理・販売事業者による適正な計量の実施が確保される必要があることから、これらの事業者への届出の義務を課す。 (2) ○国、産総研、計量器団体等が連携し、OIMLへの提案を実施し、技術・研究開発と適正計量とが両立する国際技術基準の発行を目指す。	(1) ○製造事業者に対する型式承認・検定の実施、使用者に対する検定・検査の実施は、取引・証明に使用される可能性が高い計量器を優先するなど段階的、かつ、中期的に実施する。 ○既に使用されている計量器の検定・検査は、構造検定は省略し、使用公差のみの義務付けを行うなど、規制による影響を考慮し、中長期的に検定・検査の義務付けを実施する。 ○国、産総研、計量器団体等が連携し、OIML審議に積極的に参画し、国際技術基準の策定を推進する。 (2) ○ロードマップにおいて、水素ステーション事業の自立化目標時期としている2020年代後半には特定計量器に追加していることを目標とし、検定・型式承認の実施に向け、国、産総研、計量器メーカー、供給事業者等が連携し、検定・型式承認の技術基準、実施体制の検討を行う。なお、この特定計量器への追加の目標時期については、ロードマップの改訂状況を踏まえ検討を行う。

視点	論点	短期的取組	中長期的取組
3	規制範囲・規定事項等の再整理・明確化	9 計量証明事業者が所有する機器の見直し、都道府県による指導の均一化	○計量証明事業の最低設備等の見直しは、将来にわたって定期的に実施するのが望ましい。 ○環境計量証明事業は、グローバル化を見据えた在り方の検討を行う。 ○最低設備等について、技術的要件の整理やガイドライン等の制定を踏まえ、都道府県の指導のレベルの均一化に努める。
		10 計量証明事業者が定期的に受ける計量証明検査の見直し	○計量証明検査について、関係者の意見を聴取するなど実態の把握に努め、必要に応じて適切な検査方法を検討する。 ○立入検査について、関係者の意見を聴取するなど実態の把握に努め、指導内容の整理やガイドライン等の制定に向けた検討を開始する。 ○計量証明検査や立入検査について、都道府県の指導のレベルの均一化に努める。 ○標準物質による校正方法等に着目した基準、運用への改正、あるいは、ISO9001やISO/IEC17025等の活用は、必要に応じて中長期的に検討する。
		11 質量分率と体積分率の明確化（wt%やvol%等の表記）	○質量分率と体積分率の明確化は、計量証明団体で自主的な標準化を行うのが望ましい。
		12 特定計量器修理後の検定までの間の計量器の使用	○ただし、指定検定機関の見直しが施行された後（第1章1（II））、民間事業者が中長期的な取組において積極的に指定検定機関への参入を行い、修理後検定に対してより迅速な対応を行う。
		13 計量器に修理実施者への修理実績の義務付け	○ただし、製造事業者等の自主的な取組によって中長期的に業界標準のICタグ、QRコード等のシステムを導入する（第2章1（2））。
		14 新たに特定計量器に指定された計量器に対する初回の定期検査免除期間の統一	○長年の運用によって特例措置が定着していることから事業者への周知、あるいは事業者の対応のために中長期的な猶予期間を設ける。
		15 計量器販売事業者の遵守事項の追加	○ただし、国、自治体、業界団体及び消費者団体等が連携し、中長期的に定期検査の必要性の周知を実施する。 ○また、製造事業者等の自主的な取組によって中長期的にICタグ、QRコード等のシステムを導入することで、容易に把握できる仕組みを構築する（第2章1（2））。
		16 検定証印・定期検査済証印の年号表記及び表示方法の統一	○基準適合証印等の他の証印と統一的に使用者及び消費者にとって分かりやすい、表記方法、かつ、貼付印を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。
		17 商品量目制度の他法令の規制との関係整理・規制の簡素化	○計量法と食品表示法等の他法令との間で、不整合が生じており調整が必要と考えられるものについては、関係省庁と意見交換を行い、個別に検討を進めていく。
		18 商品量目制度の国際勧告への整合化	○5g未満の極少量商品の量目公差は、内容量不足による消費者への著しい不利益、OIMLとの制度の違い、規制対象とすることによる実効性の担保方法等を精査し、ガイドラインの必要性について検討する。
		19 特殊容器使用商品の追加	○発泡酒・第三のビールを特殊容器に使用できるよう、所要の見直しを速やかに実施する。
3	規制範囲・規定事項等の再整理・明確化	20 申請者の利便性の向上・手続の効率化	○NITEは、JCSS・MLAPの手続において、より柔軟な手段での電子データによる申請を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。
		21 自治体間が協力していく取組の必要性	○国は、地方自治体が連携している先進的な取組を積極的に情報提供し、地方自治体は複数の自治体が補完・協力する取組を検討する。

おわりに

我が国の計量行政は、明治維新後の度量衡法の制定・運用、あるいは、戦後の復興期における計量法の制定以降、今日に至るまでの改正において、一貫して、メートル条約及び OIML（国際法定計量機関）条約や欧米の優れた制度を導入し、それらを巧みに活用してきた。また、適正な計量を確保する上での最低限の基準について、官を中心に執行主体となり、段階的に規制緩和を実施してきた。

しかし、我が国自身が世界有数の経済成長と産業発展を遂げ、取り巻く経済・競争環境が激変していく中で、これら従来のモデルから抜け切れていないのではないだろうか。

我が国は、世界に先駆けて本格的な人口減少社会に突入し、今後、需給両面で大きな課題に直面する。また、経済のグローバル化の進展、IoT、ビッグデータなどの技術革新を推進力とする第4次産業革命が進展しつつある。

こうした急激な変革の流れの中であって、変化や発展に適応し、なおかつ国際的に一步先んじた計量制度の構築を目指すことが求められる。

これまで官が担ってきた計量制度の執行体制及び人材に関し制度の信頼性を確保しつつ可能な限り民間参入を促進し、また、国際基準策定を主導し、イノベーション創出を目的とした技術基準の策定を官民一体となって取り組むことが、計量制度という我が国のソフトインフラの強化、取引・証明における信頼性の確保の基盤強化につながることにほかならない。

その実現のため、国は、本答申（案）の内容を十分に踏まえ、速やかな見直しを行うことを期待する。また、中長期的に取り組むべきものについては、その進捗状況について、フォローアップを行い、その評価、適時の見直しを行うことを期待する。

また、我が国の国民生活・経済生活における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能するため、加えて、計量人材を育成し自主的な計量管理社会に向けた気運を醸成するためには、計量関係機関・業界団体等による本答申（案）に従った主体的な取組が最も肝要である。

これらの見直しや取組を通じて、次なる10年を新たな計量制度の出発点とすべく踏み出していくこととしたい。

計量行政審議会
計量行政審議会 基本部会
開催実績

計量行政審議会（平成 28 年度第 1 回）：平成 28 年 5 月 20 日

（議題）

- ・ 計量行政審議会の開催趣旨について
- ・ 計量制度見直しの論点について
- ・ 今後の審議の進め方について

計量行政審議会 基本部会（平成 28 年度第 1 回）：平成 28 年 6 月 10 日

（議題）

- ・ 基本部会の開催趣旨及び審議の進め方について
- ・ 計量制度見直しの各論点における今回の見直しの方向性について

計量行政審議会 基本部会（平成 28 年度第 2 回）：平成 28 年 7 月 6 日

（議題）

- ・ 今後の審議の進め方について
- ・ 答申（案）の審議

計量行政審議会 基本部会（平成 28 年度第 3 回）：平成 28 年 7 月 29 日

（議題）

- ・ 今後の答申のとりまとめの進め方について
- ・ 答申（案）の審議

計量行政審議会（平成 28 年度第 2 回）：平成 28 年 8 月 8 日（予定）

計量行政審議会

委員名簿

(会長)

内山田 竹志 トヨタ自動車株式会社代表取締役会長

(委員)

一村 信吾	国立大学法人名古屋大学イノベーション戦略室長・教授
大谷 進	日本電気計器検定所理事長
大友 富子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
小野 晃	国立研究開発法人産業技術総合研究所特別顧問
小野田 聡	電気事業連合会専務理事
葛西 光子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 監事
金澤 秀子	慶応義塾大学薬学部教授
河村 真紀子	主婦連合会事務局長
黒田 道子	東京工科大学名誉教授
小林 憲明	一般財団法人日本品質保証機構理事長
高増 潔	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授
中村 健一	一般社団法人日本工作機械工業会副会長
松村 徹	一般社団法人日本環境測定分析協会副会長

(敬称略、五十音順)

**計量行政審議会 基本部会
委員名簿**

(部会長)

高増 潔 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授

(委員)

一村 信吾	国立大学法人名古屋大学イノベーション戦略室長・教授
大谷 進	日本電気計器検定所理事長
大友 富子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
葛西 光子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 監事
片桐 拓朗	一般財団法人日本品質保証機構理事
金澤 秀子	慶應義塾大学薬学部教授
河村 真紀子	主婦連合会事務局長
木戸 啓人	電気事業連合会工務部長
黒田 道子	東京工科大学名誉教授
小林 雄志	一般社団法人日本計量振興協会推進部部長
高辻 利之	国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センター 工学計測標準研究部門部門長
瀧田 誠治	一般社団法人日本電気計測器工業会技術・標準部部長
田中 正廣	一般社団法人日本環境測定分析協会会長
田中 康之	一般社団法人日本計量機器工業連合会理事
戸谷 嘉孝	東京都計量検定所所長
山崎 京子	独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター次長

(敬称略、五十音順)